日本で自動車等を運転するための方法

日本の免許を取得しない場合

1　国際運転免許証により運転

（ジュネーヴ条約の国際運転免許証）

○　日本に上陸後１年間、ジュネーヴ条約※に定められた様式に合致した国際運転免許証を所持することで運転できます。
（道交法第107条の２）

（※)ジュネーヴ条約
・・・・1949年9月19日にジュネーヴで署名された道路交通に関する条約

2　外国の運転免許証に日本語の翻訳文を添付して運転

（外国運転免許証）

（日本語の翻訳文）

○　日本に上陸後１年間、外国・地域の運転免許証※に日本語による翻訳文※が添付されたものを所持することで運転できます。
（道交法第107条の２）

（※)外国・地域の運転免許証
・・・・スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の運転免許証

（※)日本語による翻訳文
・・・・当該免許証を発給した国の領事機関、国家公安委員会が指定した法人等が作成したものに限ります。

日本の免許を取得する場合

1　通常の免許試験により取得　（外国の運転免許を受けていない者）

○　外国の運転免許を受けていない者は、通常の運転免許試験を受けて、日本の運転免許を取得する必要があります。

2　外国の運転免許からの切替により取得
（外国の運転免許を受けている者）

○　自動車等の運転に必要な知識、技能等を有し、運転することに支障がない者は切り替えることができます。

○　ただし、外国の運転免許を受けた後、その国に通算して3か月以上滞在していたことが条件です。

主なジュネーブ条約加盟国等

アメリカ、イタリア、英国、カナダ、韓国、タイ、フィリピン、香港　等

※　主なジュネーブ条約非加盟国
中国、ベトナム、ブラジル、インドネシア